て、関係地方公共団体が、本邦の公私の機関（当該関係地方公共団体が、当該特定事業を実施するために必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法により支援するものに限る。）における高度人材外国人の受入れを促進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該機関が契約機関又は活動機関である場合における高度専門職省令第一条第一項各号及び第二条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定中「合計したもの」とあるのは「合計したものに、十点を加算したもの」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府・財務省令第一号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の三十三第二項の規定に基づき、並びに銀行法及び信用金庫法を実施するため、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正）

第一条　銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）		（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）	
第一条　銀行法（以下「法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。		**第一条**　［同上］	
［一・二　略］		［一・二　同上］	
三　単体レバレッジ比率（第十二項に規定する単体レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分		［号を加える。］	
自己資本の充実の状況に係る区分	命令		
レバレッジ非対象区分	単体レバレッジ比率が三パーセント以上である場合		
レバレッジ第一区分	単体レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合		
	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令		